

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成31年3月1日

県南広域振興局長 細川倫史

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア イオンタウン株式会社

イ DCMホームマック株式会社

ウ 有限会社 アピオ・プランニング

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 江刺ツインプラザ 奥州市江刺八日町一丁目300番地ほか

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ウ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(4) 変更しようとする年月日 平成31年10月22日

(5) 変更の理由 改築及び増築のため

2 届出年月日 平成31年2月21日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所